

公的研究費等の適正な使用及び公正な研究活動に関する行動規範

平成 29 年 10 月 1 日 最高管理責任者（学長）裁定

平成 30 年 12 月 1 日 最高管理責任者（学長）裁定変更

平成 31 年 3 月 1 日 最高管理責任者（学長）裁定変更

この行動規範は、公的研究費等の使用並びに本学における全ての研究活動を行う上での本学の構成員*としての行動の指針を明らかにするものである。

1. 本学の構成員は、一人ひとりが、研究に対する使命感を持ち、高い倫理観に基づいた透明性のある公正な研究活動を心がけなければならない。
2. 本学の構成員は、公的研究費等が国民の税金を原資とするものであることを認識し、社会の信頼に応えるため、公的研究費等の使用にあたっては、法令や関係規則および学内の諸規則を遵守し、計画的、効率的な使用に努めなければならない。また受託研究事業、共同研究事業等の研究費についても同様とする。
3. 本学の構成員は、公的研究費等の不正及び不適切な使用を未然に防止するために、透明かつ現実性のある管理・監査体制を整備する。
4. 本学の構成員は、細心の注意をもって、公的研究費等の適正な執行管理に努める。
5. 本学の構成員は、不断に不正発生の要因除去に努め、別に定める公的研究費等の使用に関する「不正防止計画」に基づき行動する。なお、本学の研究活動における不正行為については、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の行為を定義する。
 - (1) 捏造
存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
 - (4) 二重投稿
同一内容とみられる原著論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。

(5) 不適切なオーサーシップ

研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含め、若しくは著者としての資格を有する者を除外すること。

6. 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
7. 研究者が研究を開始する際には、本学の研究倫理審査委員会の審査を受けなければならない。審査においては、利益相反について申告し、適切な管理に努めなければならない。
8. 研究者は、一定期間（研究分野、研究内容に応じた適切な期間かつ研究終了から5年間を超える期間）研究データを保存し、必要な場合に開示できるようにしなければならない。

* 構成員とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、職員及びその他関連する者をいう。